

返金制度に関する事項

事業所名：株式会社 GLOREN

許可番号：13-ユ-312129

【返戻金制度に関する事項】

当事業者は返戻金制度（当事業者からの紹介により就職した求職者が早期に退職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を下記にて設けています。

応募者が入社した後、当該応募者の責めにより当該応募者が解雇または自己都合退職した場合には、受領済みのコンサルティングフィーのうち、以下の金額を返金するものとします。ただし、コンサルティングフィーのうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し当該残高を支払うものとします。

入社日から起算して1ヶ月以内：コンサルティングフィーの80%相当額

入社日から起算して1ヶ月を超えて3ヶ月以内：コンサルティングフィーの50%相当額

入社日から起算して3ヶ月を超えて6ヶ月以内：コンサルティングフィーの10%相当額

上記の事由以外の事由に基づき、応募者が退職または解雇されるに至った場合には、受領したコンサルティングフィーを変換することを要せず、未払いのコンサルティングフィーがある場合は、当該未払い分を全額支払わなければならないものとします。

※返金請求は応募者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月1日以降は、理由の如何を問わず、コンサルティングフィーの返金は一切行いません。